

広ト協・助成事業における申請期間の二期制について

1 趣 旨

当協会の助成事業は、原則、毎年度4月1日から3月上旬までを助成金の申請期間としているが、一部の助成事業については、年度末に申請が集中する傾向にあり、事務処理に時間を要することから、会員事業者が導入した機器等に対し、速やかに助成金を交付できていない状況にあった。

こうした状況を解消し、会員事業者への速やかな助成金の交付を行うため、令和4年度から、助成事業に係る申請期間の二期制を導入している。

2 二期制に該当する助成事業（令和8年度関係）

（1）交通安全対策関係

- ① 広島県安全装置等導入促進助成
- ② 広島県ドライブレコーダ導入促進助成

（2）環境対策関係

- ① 広島県蓄冷式クーラー等導入助成
- ② 広島県エア・ヒーター導入助成
- ③ 広島県 EMS 用機器導入促進助成
- ④ 広島県エコタイヤ導入促進助成
- ⑤ 広島県グリーン経営認証制度促進助成

（3）労働対策関係

- ① AT 限定解除・準中型・中型・大型・けん引免許取得助成

3 二期制に該当する場合の助成金申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和9年3月4日（木）（必着）とする。

ただし、令和8年9月末までに導入した機器等の提出期限は、令和8年12月10日（木）（必着）とする。

4 実施日

令和8年4月1日